

# 「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務

## 2. 業務の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、知事部局、地域、大学及び産業界と連携・協働し、実効性の高い「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」（以下、実行計画という。）を策定することとしている。

本計画では、県内の高等学校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の3つの観点から、高校教育の転換により、産業イノベーション人材等を育成する役割を果たすことを目指している。

本業務は、本県の高等学校において、高校教育改革の取組を円滑かつ効果的に推進するため、本計画の策定を専門的知見から支援することを目的とする。

## 3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4. 履行場所

和歌山県教育委員会事務局、各先導拠点校、各先導拠点校が連携する協力校、地域企業、高等教育機関及び本事務局が指定する場所

## 5. 業務内容

### (1) 本県の現状分析・課題整理

グランドデザイン及び本県の高校教育を取り巻く現状について十分に理解した上で、次に掲げる業務を実施することとする。

- ・本県が指定する先導拠点校及び協力校に対するヒアリング調査
- ・県内企業、経済団体、大学その他の関係機関並びに有識者に対するヒアリング調査
- ・本県の産業動向、人口構造の変化、地域社会の課題その他必要な情報の収集及び分析
- ・上記調査及び分析結果を踏まえた本県の高校における課題の整理及び対応方策の提案

### (2) 実行計画原案の作成

受託者は、実行計画の策定にあたっては、国が示した『『高等学校教育改革実行計画』策定の手引き』の内容及び上記(1)の分析並びに課題整理の結果を踏まえた実行計画案（検討過程における素案を含む。）を作成することとする。

(提出期限)

- ・素案 提出締切：令和8年9月下旬
- ・原案 提出締切：令和8年12月上旬

(3) こどもや保護者へのアンケート調査の実施と実行計画案への反映

受託者は、本県の実行計画案に当事者意見を反映するため、こども（小学生・中学生・高校生等）及び保護者を対象としたアンケート調査の設計、実施、分析結果から導き出されたニーズや課題を基に、実行計画案への反映までの一連の業務を行うものとする。

(4) 県民意見募集（パブリックコメント）の実行計画案への反映

受託者は、実行計画案に対して、県が実施する県民意見募集（パブリックコメント）に関し、提出された意見の実行計画への反映までの一連の業務を行うものとする。

(5) 実行計画概要版の作成

受託者は、実行計画について、小中高生等、保護者、県民及び学校関係者等が広く容易に理解できるよう、施策の核心（ビジョン、重点施策等）を視覚的に分かりやすくまとめた「概要版」の企画・作成を行うものとする。

(6) 各先導拠点校や各協力校における事業の進捗管理及び連携・調整

受託者は、本県の高校教育改革の取組成果を客観的に測定・検証し、その調査結果のエビデンスに基づき、文部科学省、議会、県民等への対外説明資料を作成することとする。また、各先導拠点校や協力校を訪問し、関連する産業界や高等教育機関等との連携・調整や取組の進捗に関して適切な助言を行うなどの横断的な伴走を担うものとする。

## 6. 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、業務を統括し、委託者からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めることとする。

(2) 専門スタッフの配置

本業務の統括責任者は、教育施策や地域計画の策定支援において十分な経験を有する者とする。

(3) 厳格な情報管理

業務を通じて得た生徒等の個人統計データや検討過程の非公開情報について、厳格な守秘義務を課し、セキュリティ管理体制を報告することとする。

(4) その他

受託者は全体のスケジュールを管理し、適宜進捗を報告する。また、週に1回程度の定例打合せ（オンライン含む。）を行うこととし、そのうち必要に応じて、対面打合せや策定支援を行う。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成し、委託者と共有することとする。

## 7. 成果物等

5. (2) 実行計画案及び(5) 実行計画概要版((2)(5)ともに編集可能な電子データ)を委託者に提出する。また、業務完了後、速やかに業務報告書(紙媒体及び電子データ)を提出する。

## 8. 著作権等

### (1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む。)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果物として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。

また、委託者は、コンテンツの維持又は和歌山県の教育を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

### (2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果物及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

### (3) 権利関係の処理等

①成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

### (4) 著作者人格権の行使

受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

### (5) 権利関係に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

## 9. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与することができるものとする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を返還しなければならない。

## 10. 情報のセキュリティの確保

### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 1. その他

(1) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うものとする。

(2) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。

(3) 受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることをしてはならない。ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と考えられる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。

(4) 本仕様書に対する疑義又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(5) 本業務は、本県の教育の将来を左右する実効性の高い計画を策定するものであることを十分に認識して遂行することとする。